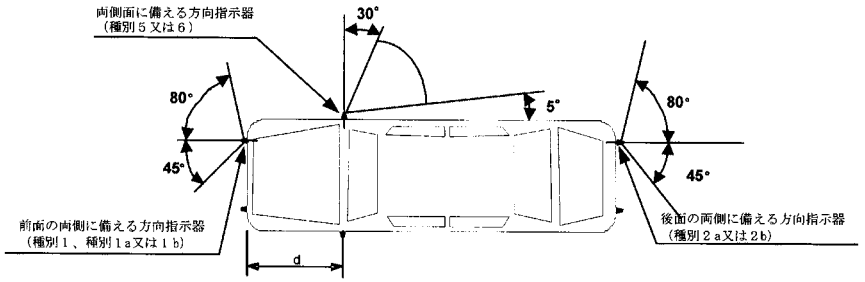
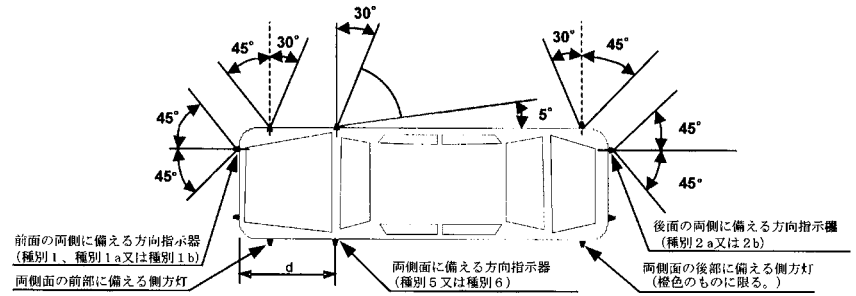
別添五十一4・6・6・1・中の参考図を次のように改める。



別添五十一4・6・6・2・中「自動車であって乗車定員が10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔ以下のもの（三輪自動車を除く。）」を「自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5ｔ以下のもの」に改め、「この場合において」の下に「、種別１、１ａ又は１ｂの方向指示器は、その基準軸方向の見かけの表面の下縁の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合にあっては、当該方向指示器の基準軸を含む水平面より下方の内側については、20°までであってもよいものとし」を加え、図を次のように改める。



別添五十一4・11・5・1・中「β　外側80°及び内側45°」のただし書きを次のように改める。

ただし、専ら乗用の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5ｔ以下のものに備える車幅灯は、その基準軸方向の見かけの表面の下縁の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合にあっては、当該車幅灯の基準軸を含む水平面より下方の内側については20°までであってもよいものとし、被牽引自動車にあっては、内側５°までであってもよい。

別添五十一4・11・5・2・中「自動車であって乗車定員が10人未満のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5ｔ以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）」を「自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5ｔ以下のもの」に改め、「この場合において」の下に「、車幅灯は、その基準軸方向の見かけの表面の下縁の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合にあっては、当該車幅灯の基準軸を含む水平面より下方の内側については、20°までであってもよいものとし」を加える。

別添五十一4・11・7・2・を別添五十一4・11・7・3・とし、別添五十一4・11・7・1・中「車幅灯」の下に「（橙色のものに限る。）」を加え、別添五十一4・11・7・1・を別添五十一4・11・7・2・とし、別添五十一4・11・7・の次に次のように加える。

4.11.7.1.　方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用式の車幅灯（白色のものに限る。）は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、3.11.の規定にかかわらず、方向を指示している側のもの又は両側のものが消灯する構造であってもよい。

別添五十一4・21・7・を別添五十一4・21・8・とし、別添五十一4・21・6・の次に次のように加える。

4.12.7.　電気配線

方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用式の尾灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、3.11.の規定にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であってもよい。

別添五十一4・19・2・中「協定規則第70号改訂版補足第６改訂版」を「協定規則第70号改訂版補足第７改訂版」に改める。

別添五十三5・1・3・1・中「225,000cd」を「300,000cd」に改める。

別添五十五1・中「保安基準第32条第９項」を「保安基準第32条第12項」に改める。

別添五十五2・4・中「必要とする時間」を「必要な１回以上の洗浄操作で構成される時間」に改める。

別添五十五3・1・中「すれ違い用前照灯」を「主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯」に改める。

別添五十五4・1・中「すれ違い用前照灯」を「主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯」に、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニット」を「主要なすれ違い用ビームを発する灯火ユニット」に改める。

別添五十六1・中「保安基準第32条第10項」を「保安基準第32条第13項」に改める。

別添五十六3・2・1・中「全てのすれ違い用前照灯」を「主要なすれ違いビームを発する全てのすれ違い用前照灯」に改める。

別添五十八別紙一中「次図」を「図１又は図２」に改め、別添五十八別紙一の図を次のように改める。

図１　全ての車幅灯の水平面及びその上方、専ら乗用の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。以下同じ。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。以下同じ。）であって車両総重量が3.5ｔ以下のもの以外のものに備える車幅灯の水平面より下方並びに専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔ以下のものに備える車幅灯のうち、その基準軸方向の見かけの表面の下縁の高さが地上750㎜以上となるように取り付ける場合の当該車幅灯の基準軸を含む水平面より下方の最小角：

